

北海道十勝・新得町地域おこし協力隊
「観光協会機能強化推進員」 募集要項

新得町は、北海道十勝地方北西部に位置し、北は大雪山国立公園、西は日高山脈に囲まれた中山間地域で、総面積約1,064 km²のうち約90%を森林が占め、大雪山国立公園を背景にトムラウシ山や佐幌岳、狩勝高原など豊かな自然環境に恵まれています。さらに、北海道のほぼ中央に位置し、JR新得駅には全ての特急列車が停車するなど、交通アクセスにも恵まれています。

しかし、年間観光客のうち、スキー客を中心とした冬期観光客が多くを占めているなど、通年で安定的な観光客誘致には至っていません。また、訪れる観光客の多くが通過型の観光客となっています。

あわせて、道内外へ向けた効果的・戦略的なPRが不足しており、豊富な観光資源（自然・景観・食・歴史・体験など）を活かしきれていない現状があります。

そこで、新得町ではこうした地域課題を鑑み、都市地域等から人材を積極的に誘致し、地域における活動によって地域の活性化や移住定住の促進を図るとともに、その人材の定住・定着を図るため、以下のとおり「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

記

1. 募集人数

1名

2. 応募条件

- (1) 年齢性別は問いません。
- (2) 応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島など条件不利地域に該当しない市町村）に在住し、採用後に新得町に住民票を異動し居住できる方
※現住所が該当するか不明な方は、お問い合わせください。
- (3) 心身ともに健康である方
- (4) 下記の各号に該当しない方
 - ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 普通自動車運転免許を有し、日常の運転に支障のない方（AT限定不可）
- (6) 本人及び転入する同居する親族に市町村民税の滞納のない方
- (7) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある方
- (8) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も新得町内に定住し、就業しようとする意欲を持っている方

3. 業務・活動内容

- (1) 観光情報の収集と広報宣伝、発信に関する業務
- (2) 観光素材の発掘と観光資源化並びにその活用に関する業務
- (3) 観光行事やイベントの企画と開催及び関係団体との協働や支援に関する業務
- (4) 地域の特色を活かした観光地づくりに関する業務
- (5) 旅行者への観光資源の売り込みや観光事業者と連携したプロモーションの展開に関する業務
- (6) その他観光振興の目的達成に必要な業務

※新得町内の新得町と研修受入協定を締結した団体・企業での活動となります。

4. 活動地域
新得町全域

5. 任期・身分等

(1) 任期

任用の日（原則、応募締切の翌々月1日）から当該年度末まで
ただし、業務・活動状況等の評価を行い、最長3年（36月）まで任期を延長します。

(2) 身分

町長が委嘱します（パートタイム会計年度任用職員）。

6. 居住地・住居

新得町内の町指定の住宅に入居していただきます。

7. 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務時間 実働7時間15分、休憩1時間

※始業・終業時刻は、業務により変動します。

(2) 休日 土曜日及び日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日までの日
ただし、休日（週2日、祝日）は業務により変動します。

(3) 休暇 町の規定による

8. 報酬・福利厚生等

(1) 報酬 月額 166,400円

（社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が差し引かれます）

(2) 保険等 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労働者災害補償保険加入

(3) 通勤手当 町の規定による

(4) 住居費 民間賃貸住宅を町が借り上げて無償で貸与します。

なお、家具などの日常生活用品は個人で用意していただきます。

また、火災保険料及び水道・光熱費は自己負担となります。

(7) その他 必要に応じて被服等貸与します。また、活動車両として自家用車を使用する場合には借上料を支給します。

9. 応募手続き等

(1) 募集締切

毎月20日まで必着とします。

(2) 提出書類

- ・新得町地域おこし協力隊応募用紙
- ・履歴書（写真添付）
- ・住民票の抄本（応募時点のもの／本籍、マイナンバーは不要）
- ・活動目標レポート（様式任意、800字前後）
テーマ：「新得町の観光振興について」

(3) 受付場所

〒081-8501 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地

新得町役場地域戦略室

TEL：0156-64-0521 FAX：0156-64-4013

E-mail：chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

10. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を「応募締切の翌月上旬」までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に新得町において面接選考を実施します。

日時等は、第1次審査結果を通知する際に通知します。（「応募締切の翌月中旬」を予定）

※応募に係る費用（応募用紙提出、面接会場までの交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

※応募条件資格がないこと、応募用紙の記載事項に事実と異なることが判明した場合は、合格、採用を取り消す場合があります。

11. 最終選考結果の通知

最終選考の結果は、選考後文書にて通知します。（「応募締切の翌月中旬」を予定）

12. 募集に関する質問

(1) 募集に関する質問は、別紙1の質問書により、郵送、FAX、メールで受け付けます。（電話での質問は受け付けません。）

(2) 質問に対する回答は、質問者に対してメール又はFAXで回答します。

13. その他

(1) 新得町への転入手続きは、必ず採用後に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格がなくなり、採用を取り消す場合があります。

(2) 採用された方は、「マイナンバー」の提供及び「自動車運転免許証の写し」、「本人及び転入する同居する親族の市町村民税完納証明書（2ヶ年度分）」の提出が必要になります。